

第6回セカイト講演会（2024年9月15日）

座繰製糸と女性

— どうやってどのくらい稼いだか —

松浦利隆

はじめに

こんにちは皆さん。多くの方は「お久しぶり」と言った方がいいのかなと思いますけれども、今日は久しぶりに座繰の話をしてみたいと思います。女性労働ということになると、群馬の場合どうしても糸挽きと養蚕と織物、この三つが大きなものとなりますが、今日はこの中の、座繰での糸挽の話を中心してみたいと思います。

冒頭にお示しいたしました写真ですが、この講演で使おうと思って座繰で糸を挽いている写真を探していて見つけました。直接座繰をしているのではありませんが、昭和40（1965）年代の初めか30年代の終わりに、養蚕農家の庭で旦那さんが赤ちゃんを背負って洗濯物を取り込んでいる写真（図1）です。

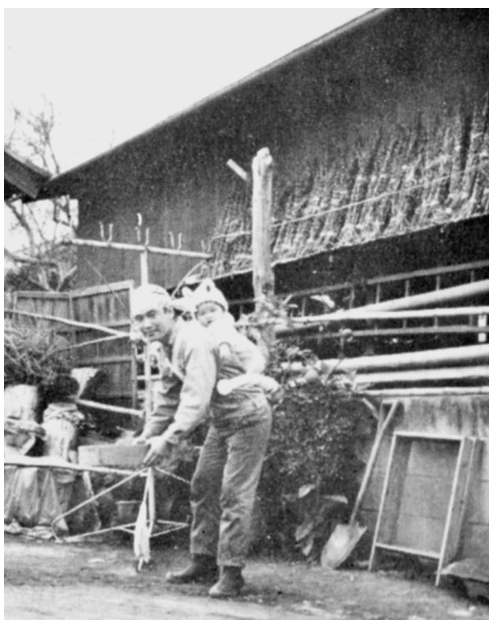


図1 「かあちゃん？ 糸挽いてらー」⁽¹⁾

お父さんの手に持っているのは洗濯ばさみを入れた箱じゃないかと、その時のメモには書いてありま

した。あれ、お母さんどうしたんだろうな？と思っ
て後ろの納屋を見てみると、二階の軒下に桑の枝が
並べてあります。養蚕の条桑育て使った桑の枝が束
ねてあるように見えます。また写真のお父さんは長
袖を着ています、赤ちゃんは毛糸の帽子です。晩秋
の養蚕が終わって寒くなった時分でしょう。すると、
お母さんは今一所懸命に糸を挽いているのでお父さ
んが子守しているのかなあ、と想像して上記のタイ
トルを付けてみたわけです。

こんな光景が日常茶飯事だったのは四〇年前くら
いまでで、今日はどこに行っても見られません。そ
こで今日は、ここにいない「かあちゃん」が、どん
なふうにも糸を挽いていたのか、どの位稼いでいたの
か、そんな話をしたいと思います。お話の内容です
が、江戸時代の座繰製糸の話を最初に、2番目が江
戸の末から明治の初めぐらいの話、3番目が明治の
真ん中から明治の終わりぐらいの話です。

1. 群馬県の製糸の始まり

まず群馬県では、この繭から糸を取るということ
をいつ頃からやっているのでしょうか。多分最初の
始まりは古代なのですが、全県規模で盛んに行われ
るようになったのは、正徳年間（1711-1716）の新
井白石が幕府の中心におりました時分でしょう。当
時国産金銀の海外流出が問題になり、その原因とな
っている中国からの絹の輸入を抑制するため、生糸
国産化の方針が打ち出されました。またこの白石の
政策が実行された当時すでに、上州の桃井村の、今
の吉岡町ですが、馬場重久というお医者さんが『蚕
養育手鑑』という蚕の飼い方の本を書いています。
また、ちょっと調べてみると、上州の養蚕で一番古

*まつうら としたか・TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表

そんな記録ですが、元禄3（1690）年に、高崎の絹市への品物の持ち込みについての掛け合いの記録に生糸が出てきます。白石の方針が出される以前から絹市が立つほどの量の絹布や生糸が地域で生産されていたのがわかります。そこにこの正徳の国産生糸奨励の話があり、さらに元文3（1738）年には桐生へ、西陣の高機を使った紗綾織の技術が移入されます。これにより、群馬県内でそれまで西陣でしかできなかったような高級な絹の織物ができるようになった。そうすると近場の県内に生糸の大販路が開けるわけですから、養蚕も製糸も盛んになって当たり前、ということになります。

そんな中の18世紀も終わりに近い、寛政6（1794）年に渋川地域の吉田芝溪という人が、『養蚕須知』という本を書きまして、養蚕のやり方を広めました。この本に「我が上毛の国は養蚕昔より多くして海内第一といへり」という記述があります。また、少し前の天明3（1783）年の浅間の大噴火、この時に吾妻川や利根川に泥流が流れ込み周辺の畑などが埋まったという話は聞いたことがあると思います。渋川市教育委員会が昭和50年代に市の北の方で発掘調査をやったところ、吾妻川の浅間泥流の下から、桑の木が出てきた。これで養蚕が18世紀末には渋川のあたりの近くにも広まっているというはっきりとした証拠になりました。そして、19世紀の文化年間（1804-1818）に入ると、県内各地のいろいろな史料に生糸の話が出てきます。例えば、蚕種の販売とか、桑の葉を売ったとか買ったとか、生糸の賃挽、繭と生糸の売買、のし糸、座繰で糸を挽いている等々の記事が見えてきます。これが1830年代の天保年間になると、生糸の記事は県内どこでも当たり前のように見つかります。このように19世紀には群馬県各地域で絹関連の産業が急速に発展しました。

そして嘉永6（1853）年にペリーが浦賀に来航、安政5（1858）年には安政の五ヶ国条約、翌安政6（1859）年からは開港ということで、生糸貿易が始まります。その後は、世界経済の中でのダイナミックな生糸貿易の動きに直接影響され、日本経済の極めて重要な輸出産業として国の浮沈がかかるような重要産業に成長してゆく時代が始まるわけです。

2、生糸の生産方法

最初に見ていただきたいのは、生糸をどうやって繭からとるのか、ということです。会場の外で実演していた座繰を見学した方も多かったと思いますが、そこで使っていたのは、錦秋鐘和きんしゅうしょうわという旧カネボウがつくった非常に優れた品種の繭です。この繭1個からは1,100～1,200mの生糸がとれます。しかし、江戸時代の繭は、今は皇居の御養蚕で使われている小石丸がその代表ですが、小さくて、いわゆる繭型といって真ん中がくびれた形のものでして、糸の長さも500～600m程度でした。

繭は蚕の幼虫が口から糸をはいて繭型を作るわけで、糸を吐きながら体を八の字にくねらせて外側から内側に糸を吐き、繭の層を厚くしてゆきます。このため糸の吐き始めの最初の部分「緒」は必ず繭の外側に出ています。この繭、生糸のセリシンという成分、ある種の膠にかわですがこれで固められております。このため、お湯などで温めると直ぐに柔らかくなってほどけてきます。そこで表面の糸口を見つけて、軽く引っ張ればさーっと繭がほどけて行きます。その糸を何本か集め糸同士をねじりながら絡ませて密着させる、これを「撚りをかける」と言いますが、この作業によって数個から数十個の繭を1本の糸にすることを製糸と言います。

この製糸、いろいろな方法でやっていたのですが、江戸時代の天保年間（1831-1845）くらい史料に出てくるのが、図2の「手挽き」と呼ばれるものです。右手で糸を巻くための枠をくるくる回して、左

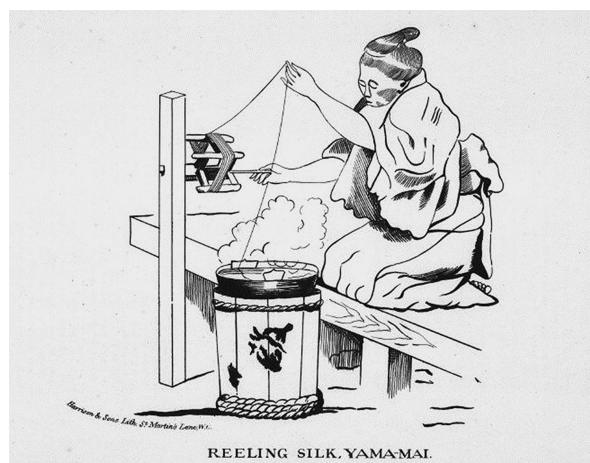


図2 生糸の手挽き（「英国議会議報告書」）⁽¹⁾

手に糸を引っ掛けて撚りを掛け糸をとりました。図の左手の下方には、繭を煮ている鍋があります。これはあちこちに絵がありますし、長野県の明治頃の写真で、実際に女性が手挽で挽いているものもあります。ただ、実は私はこの製糸法にやや懐疑的でした、絹糸というのは固いし、強い糸なので指でこれをしていて皮膚が大丈夫なのかな？と思っています。実際のところはよくわかりません。できるっていう人もいるし、実際にやったという人もいるので、なんとも言いようがないのですが、ただ、「手挽き」と言えばこの方法でした。

それから福島県、ここも非常に養蚕・製糸が盛んでしたが、糸取りの方法は少し違い、図2の4本の木材で作った枠の代わりに、木の筒に糸を巻きつけるようなやり方で生糸をとる「胴取り」と言われる方法もありました。群馬では実物をあまり見たことがないし、史料でも見たことがないので、上州では図2の方法が主流だったと思います。

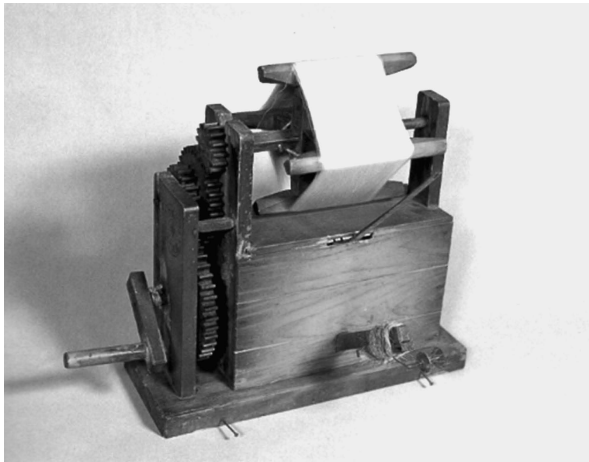


図3 上州座繰器（群馬県立歴史博物館 所蔵）

上州座繰器（図3）は、みなさんどこかで見たことがあるかと思いますが、左のハンドルを1回まわすと糸を巻き付ける上部の小枠が4～5回まわります。これは「前橋」座繰で、「富岡」座繰は1回まわすと7回まわります。回ると同時に「振り手」と呼ばれる糸のガイド棒が左右にスイングします。それで生糸が巻き取られる時に小枠の一箇所に固まらないようにできています。この「振り手」が付いたのは後のことで、最初の座繰はハンドルをまわすと小枠がぐるぐる廻るだけのものだったと想像でき

ます。また、実際に機場（ハタバ）座繰と呼ばれ、織物機械に使用する各種の糸枠などに糸を巻き直す時、染色作業や撚糸作業などで糸から枠に糸を巻き替える時などに使用される座繰器があります。この座繰りには「振り手」が着いていません。恐らくこのハタバ座繰が最初にでき、これに振り手を付けたのが製糸用の上州座繰と考えています。

この上州座繰器ですが、時代的には1830年代には存在したと考える人もいます。しかし、私が調べた限りでは、1840年代から50年代に発生し、60年代ぐらいになってやっと安定して使われたと思います。写真3で示した座繰器は昭和40年代くらいまで現役で使用された物です。細かく見ると、いろいろな工夫がしてあり、振り手の下の糸受け部分は「きびぞ」と呼ばれる屑糸で結んであったり、お湯がかかる台座は一部が腐食し、小枠は生糸を巻き付けたために中央が凹んでいるなど使用痕がはっきり分かります。

それでは、この器械などをつかって誰が生糸を挽いていたのでしょうか。1つは「賃挽」といって、繭を作った人から繭を買ったり、あるいは繭を買った人から頼まれたりして、この器械を使って糸をとることを仕事、多くの場合は副業、内職ですが、にしていた人がいます。それから養蚕農家の家族で自分の家で収穫した繭を生糸に加工する人がいます。さらに細かく言いますと、農家の中には桑だけつくる家、桑をつくって繭までつくる家、それから繭はつくるけど桑は買う家、それから賃挽の糸をとる人、さらに家でできた生糸を使って絹織物まで作る人、養蚕製糸農家、そして養蚕製糸そして織物までやってしまう農家など、だいたいこれくらいのバリエーションがあります。このように、いわゆる座繰製糸自体は、いろいろな人が行い、専業もあれば、仕事の合間でも出来た作業です。このため、その生産構造はあまり単純化して考えられるものではないと考えています。

3、江戸末期の実例1

それでは次に、時代別に座繰でどれぐらい儲かったかという話をしたいと思います。まず江戸後期の

実例を、群馬大学で長く教鞭をとられ最後は群馬県立女子大学の学長になられました山田武麿先生が書かれた『上州近世史の諸問題』（山川出版社 1980）⁽²⁾という本から紹介します。

ここで分析の元となっているのは、絹の米国への直輸出で有名になる旧黒保根村水沼、今の桐生市黒保根町水沼の星野長太郎家の金銭出納記録です。时期的には天保年間から安政5年くらいまでの記録で、20年弱分くらいが残されています。これをもとに山田先生が表を作られて分析されているのですが、そこから読み取れることをまとめると、まず、1回の釜入量、これは農家の人に賃挽を頼む量ですが、これが2貫から2貫400匁、ですから7.5kgから8.5kgくらいで、これを「一袋」と称して渡していました。この繭を渡すこと自体を「釜入れ」というふうに呼んでいたのですが、この一袋が1か月後に500匁くらいの生糸、だいたい1.875kgになって納品される。その時に農家には1分から1分2朱、1分とは1両の1/4です、その位の賃金が渡されました。この当時、星野家から委託された賃挽の人たちは50人から100人程度、この数は年で上下しています。賃挽を出している地理的範囲は水沼村を中心として、7から13カ村でした。また、時代が下るにつれて山中（沼田方向の奥地）、赤城村（現、渋川市）と山の奥地の方向へ延びていったとされています。この賃挽を頼んでいる一軒の家が1年間に納めてくれる生糸の量は1貫目から7貫目で分布しており、中心は1貫目から3貫目で、平均は2貫目くらい、つまり7.5kgくらいの生糸を納品していました。1回の委託での生産量を500匁、その期間を1か月とすると、各賃挽人の稼働日数は4か月ですので、1か月働いて1分から1分2朱ということは、4か月でだいたい1両から1両1分位の賃金支払いを受けられた事になります。

水沼村の賃挽人の家計については各家の所持する畑からの収入が判明するのですが、だいたいどの家も5石以下で、階層的には零細農民です。しかもその半数は小作です。山田先生も賃挽きの主力は「零細小作層の子女」であるといっており、間違いなくこれらの階層に属する女性が賃挽きをやっており、

どうやら男の仕事ではなかったようです。それなので、家によっては作業者が2人とか3人ということもあったようです。

もう一つ面白いのは、この作業ですが、最初は夏中心でした。夏が多いというのは、繭が取れるのが6月の初めから半ばくらいなので、取れたばかりの新繭、生繭（なままゆ、きまゆ）というのですが、それをすぐに座繰で糸にしました。繭を置いておくと3週間くらいで中から蚕蛾が繭を破いて出てきてしまいます。当時は日光に当てて蛹を殺す方法が多かったようですが、繭の乾燥が不十分な場合も多く、あまり長い期間は保存できませんでした。後に富岡製糸場の時代になると、火力で完全に乾燥させるので半年でも1年でも持つようになりました。当初はそんな状況でしたが、1830年代くらいになると、それまで夏の仕事だった賃挽きを秋冬もやるようになりました。多分この時代あたりで繭の乾燥技術が上がってきて、乾繭として長期保存できるようになってきたのだろう、と山田先生は推測されています。これが群馬県内の糸挽きの実態です。おそらく賃挽きに関しての一番古い時代のもので、一番まとまった記録だと言われています。

4、江戸末期の実例2

次に、江戸の末期の上州原之郷村の実例です。原之郷村は赤城山麓で前橋町の北隣で、現在は合併によって前橋市に入りました。日本三老農の船津伝次兵衛の家があることで有名です。ここを取り上げるのも、前記の山田先生の著書から、現在は前橋市富士見町原之郷となっている旧勢多郡原之郷村の糸繭商星野家（前出の水沼村の星野家とは別の家）の記録からの分析です。⁽³⁾

この星野家には、江戸後期の天保期（1830年代）前橋藩領の二十数ヶ村からの生糸の買い上げの記録があります。買い集めた生糸の販売は主に桐生に販売し、最大の販売量は、安政の五カ国条約直前の安政4（1857）年の生糸2,000貫の記録です。これはメートル法に換算すると約8トン弱で大きな数字です。また、その代金は11,000両で、1貫当たりで5.5両でした。この時の買付農家数が966戸。ただ販売

量の全量を農家から直接買ったわけでもないようです。廻村による買い集めの他に、前橋の繭市、農民による持ちこみがある上に、多分さらに下位の糸繭商人がいて村々を廻って集めたものを買上げた分もあったと思います。この当時から繭の値段は高いので、手元資金をある程度を持っていないと糸繭商はできません。少し後の時代になると、大きな糸繭商が仲買人にお金を渡して、生糸を買わせたりするようにもなります。

この時の農家からの買い上げ量が、0.5貫以下が272家、0.5貫から1貫が328家、1貫から2貫が165家、2貫から5貫が106家、5貫から10貫が66家、10貫から15貫が16家、それ以上が7家でした。各家の販売量や総額などによくわからない点もありますが、平均この辺りの農家では2貫くらい売っていたらしいです。いずれにせよ相当な量の集荷になった事が想像されます。また、この買い集めの時の価格もあまりはつきりしません。商人ですから、売り急いでいる家であれば買い叩くし、売りがたらないところであれば、お金をたくさん出すような交渉になるわけです。このような糸繭商人が文久3(1863)年には前橋藩領に72人いました。

同じ論文中の別の資料になるのですが、原之郷の船津家の総収入の表があります。それによると船津家は田が1反、畑が8反で、原之郷では大きい農家です。弘化3(1846)年から安政4(1857)年には、1年間の収入が64両から28両くらいです。そのうち生糸の販売代金が32両から7両でした。一年間の農業収入の半分とか4分の1とかが生糸代でした。恐らく星野家が生糸の買い上げをしている農家のほとんども同じような収入を得ていたのだらうと想像できます。

では、この時期の上州の農家の収入はどれくらいだったでしょうか。時代が少し上りますが、高崎藩の武士、大石久敬が、『地方凡例録』^{じかたはんれいろく}という地方役人の心得のような書物を1790年代に書いています。ここで群馬郡のある農家が1年間に働いて得た収入が5両9分、支出が7両1分。そうするとだいたい1両ちょっとくらいお金が足らなかった。そしてはつきりは書いてないのですが、この差額は糸繭の代

金で埋めていたと推測されるようなことも述べてあります。上記の船津家の糸繭収入と大石の統計を組み合わせれば農家の年間収入の10数%から20%くらいは繭と生糸でとっていたのではないかと推測できます。

まとめますと、賃挽は年4か月程度、年収入が1両から1両1分。養蚕製糸農家の生糸の生産は、年に0.5から2貫程度。収入は、だいたい当時の相場に合わせると、2両から8両くらい。農家内での製糸者は、だいたい母親が1人、娘が大きい場合には、2、3人が従事していた。また、養蚕をせずに賃挽のみの農家はかなり零細経営が多い。ということになるでしょう。そして、小作層の総年収は、銭換算して7両から12両、賃挽は総収入の8%から20%を占める。養蚕製糸農家の製糸量は賃挽農家とほぼ同量ですが、これは、繰糸方法、繰糸者の人数、繰糸期間がほぼ同じなのでしょう。ただ、養蚕製糸農家だと自家生産の繭を使っていますから繭代が掛かりませんのでその分収入が増えます。このため賃挽き農家よりも年間収入の糸繭収入の比率は大きかったと言えるでしょう。こんな様子が、江戸の開港の直前、生糸が爆発的に騰貴する前の糸挽の収入ということになります。

5、明治前期の実例

次は開国以後、明治になってからの糸挽です。この時代養蚕製糸は日本の基幹産業に成長してゆく時代であり、糸挽についても各種多くの資料があります。まずは前橋藩、そしてその藩士の動きです。前橋藩は明治4(1871)年の廃藩置県でなくなってしまのですが、富岡製糸場より早い明治3(1870)年に藩営製糸場をつくって、器械製糸を日本で最初に始めた実績を持っています。本当に最末期になって製糸に藩の財政の再建をかけたわけです。もともと維新後に「藩制」に制度改変され、財政も組織も縮小されましたが、そこにはまだ士族・卒族が属しており、江戸時代同様に俸禄をもらっていました。明治4年には、実質2万5千石くらいしか俸禄に廻せませんでした。士族が867人、家族まで入れると4,656人、卒族が1,604人、家族まで入れると5,506

人合計で10,162人いました。このためほとんどの士族、卒族は困窮し、江戸時代以来の内職として生糸の賃挽が盛ん行われました。

廃藩置県後は政府から俸禄を受け取るようになった士卒族でしたが、明治9（1876）年に秩禄処分が行われ、金禄公債という形でまとまった資金の給付をもって毎年の俸禄が廃止されました。この時の旧前橋藩士族は、上士いわゆる藩主に直接会えるような人たち、それから普通の藩士、そして門番や倉庫番のような、現場職の卒層に三区区分されて支給されました。資金は直ぐに配布されずに年あたり8%の利子部分のみが直接支給される運用でした。これらの金額は、大まかに上士層130円から96円、役方層66円、卒層44円程度であったと言われています。平均するとだいたい97円65銭で、せいぜい下層庶民の貧乏生活を送れる程度だったそうです。この金禄公債は債権として売買も可能であり、売却して資金を作り商売などに乗り出す者もありました。前橋藩ではこの商売に蚕糸業を選ぶ人も少なくありませんでした。

前橋藩の藩営製糸所を最初につくった関係者の中に、深沢雄象という家老クラスの家格の人とその娘の深沢こうという人がおります。この、こうさんが後に甥の方に語った明治初期の製糸の様子が「機械糸繰り事始め」という史料で残っています⁽⁵⁾。こうは父達の作った日本で初めての器械製糸場の工女になって糸を挽きました。ただ器械製糸への直接関与はここまでで、あとは前橋藩の士族たちが作った座繰の会社に入ったり、製糸指導者になりました。また身近には同様の境遇の人もあり、彼らは明治の10年前後に、繭を購入して座繰器で生糸を挽いて、その糸を共同販売する組織を興します。その当時の記録を彼女が語っています。

それによると生糸10匁で4～5銭の稼ぎになり、一生懸命糸を挽くと1日に30から40匁、良質の繭であれば1日100匁もとれたそうです。このため、座繰での糸挽は1日に12銭から15銭くらいの稼ぎになったようです。その当時、繭は5升入りのザル1杯で2両2分くらいしていました。特に明治9年、生糸相場が高騰したときには、生糸が100斤で2,600円

でした。この記録から考えると、旧前橋藩士のお嬢さんとか、お母さん、奥さんが真面目に糸を挽くと、一人1日に十数銭から20銭位稼げたのではないかと思います。

同じ時期をテーマにした「明治初期の諏訪地方における生糸取引(2完)」(『日本女子大学紀要文学部』65号、2015年)という井川克彦先生の論文があります⁽⁶⁾。これを見ると明治4年にある農家に働いて来ていただいた女性に、159日間、16歳と14歳の姉妹に糸をとらせて2人の取り賃を7.95両渡していました。同じく明治3年、こちらは賃挽ですが、お母さんと娘2人で146日分が記録に残っており、明治元年5.6両、明治2年3.25両、明治3年5両、明治4年7.95両、明治5年8.75両の支払いを受けたようです。これは、深沢こうの稼ぎよりも少し安目ですがほぼ同じ水準でしょう。

深沢こうの例で、仮に1人で1日15銭稼いだとして一月で4円前後になった訳ですから、もし1年間休みなく糸を挽けば40～50円になり、金禄公債の利子分の平均98円前後の半分くらいになる計算です。もちろん作業者が2人いれば倍、3人なら三倍です。

このように糸挽は、明治初期に失職した旧武家階級にとって女性労働が活かせる非常に魅力的な仕事で、大変な利益をもたらした仕事と言えるでしょう。

6. 座繰製糸と組合製糸

これまで話してきたように繭から生糸をとる仕事は、最初は、養蚕農家での自家製糸、養蚕はしていない農家の賃挽きが主流であり、時代が下るに従って、町場での賃挽き、あるいは買い繭を製糸する者などが出てきました。原料となる繭は商人が廻村して集め製糸家に売買するのが主流で、一部の商人はその繭を賃挽きに出し生糸で売却しました。また、養蚕製糸農家や町場の製糸家などが生産した生糸は生糸商が買い集め糸問屋などに集約されて、国内市場へ出されたり、開港後は横浜の売り込み商に送られました。これは群馬県だけでなく福島県も長野県も同じような状況でした。

ところが、前橋藩の士族製糸家達は、できた生糸

をまとめて大口にして自分たちで糸問屋なり横浜の売り込み商などに売る事を思いつきます。彼らは明治10（1877）年にこの糸の集荷と販売を行う生産者の共同販売組織を立ち上げます。これが組合製糸の元祖となりました。要するに生糸売買で莫大な利益を上げている糸繭商人たちを通さずに、生糸を輸出なり国内市場なりに送る仕組みをつくったわけです。これは、現在の農業協同組合と一緒、というより農協の先祖にあたるものです。この組合の考え方は瞬く間に県内に広がり、翌明治11（1878）年には碓氷・安中地域の養蚕製糸農家の結集を目指す碓氷社が、甘楽富岡地区には甘楽社が設立され事業を展開させてゆきます。

例えば長野県の場合であれば、維新後盛んになった養蚕の成果である繭は、収穫後繭商人の手を経るなどして各地の製糸工場に集められ、製糸されます。この結果、農民には繭代が工場には製糸代が、糸繭商人には売買利益が入ります。しかし、碓氷社を設立した碓氷の農民には伝統的な座繰器を使った製糸技術が普及しています。それで自分の家でとれた繭は自分の家で生糸にすることができました。また、彼らは各々が挽いた糸を協同組合で大口にまとめて糸問屋なり輸出業者なりに直接売りつけました。もちろんこれは口で言うほど簡単な仕事ではありません。生糸の品質保証、一定以上の数量の確保、需要家の要望に沿った製品作り、多数の農民達からの生糸の集荷、製品化、売り込み、販売代金の公正な還元など複雑な事務もこなさねばなりませんでした。

碓氷社はこれらの条件を満たすため、地域単位の

「組」と「本社」の二段構えの組織をつくりました。組は十数軒以上の養蚕農家が旧村単位、当時の言葉で言えば部落単位で創立されました。組で運営した共同揚げ返し場が活動の中心で、ここに集めた生糸の揚げ返しと検査を行い、品質別にまとめられた生糸を本社工場へ出荷しました。

本社では各組から集まった生糸を再検査し、さらに細かい製品別に分類し同じ品質の生糸に共通のラベルを貼り、需要家の要求に応じた梱包をして出荷しました。碓氷社本社の明治四十年代の写真、図4を見ると正面が本社事務棟でその左側に見えるのが工場で、その壁に付いた黒いものが検査用の北側の光線を集めるための覆いです。

碓氷社は明治後半の多いときは2～3万軒の農家が加入しており、その生糸の取扱量は莫大なものでした。

7、明治中後期の事例

群馬県では碓氷社のような製糸組合が明治10（1877）年に始まり、明治30年代に全盛期を迎えますが、20年代にはこの群馬県の製糸業の特徴が出てきます。群馬県の編纂した『群馬県臨時農事調査』は明治22年の結果から23年にまとめた報告書ですが、この時に農家も含めて製糸をやっている者が45,901戸ありました。総釜数は72,709個、うち座繰が70,606個、器械が2,103個でした。生産量は、座繰が125,519貫、器械が10,851貫です。また生糸での収入は、群馬県全体で525万円、うち座繰が469万で器械が45万円でした。生産量、収益共に座繰製糸が器



図4 碓氷社本社（安中市資料館 所蔵）

械製糸の10倍以上の規模であったことがわかりません。

また、賃金の面では、器械製糸場で働いている人たちの一日当たりの製糸量は、上等70匁、中等が50匁で、給料は1日当たり働いて上等の人で18銭、中等が12銭、下等が7銭5厘でこれに賄い賃が6銭付きます。一方養蚕製糸農家では、先の前橋の例で上手い人は1日24～25銭、下手な人でも1日に13～14銭くらいでした。器械と座繰、実際の作業者の賃金はあまり差が無いことがわかります。

この『群馬県臨時農事調査書』でおもしろいのは、各郡の様子が出ているのですが、この当時の高崎町の西、烏川の向こう側、観音山の麓に片岡郡という小さな郡がありました。この郡は、大きめな村くらいの広さしかないので、この調査でも内容がかなり詳しく書かれています。この当時に農家数が667戸、別の資料を見るとほぼ全戸が農家ですので、ほぼ総戸数でしょう。人口が3,300人、耕地面積が479町歩で田と畑が半々くらい、年間農業収入が58,635円でした。うち米作農家数が515戸、米の販売量が650石、収入が19,000円前後です。これを1戸あたりに直すと36円89銭です。製糸家が356戸、そこに376釜あって、器械製糸工場はないので全部座繰です。年間製糸量が243貫、産額が4,835円。これは一戸あたり製糸だけで10円58銭です。さらに年間の製糸日数の調べもあり、全部が100日以下ですので大体、だいたい3～4か月です。1日の就業時間が10時間未満でした。この座繰工女の賃金はどれくらいかというと、上等が12銭、中等が10銭、下等が8銭。これは実際に払ったわけではなく、家内労働の結果を従事家族の人数で割り戻しにかけているので、数字的には低くなります。また、この地区の養蚕製糸農家は碓氷社にも甘楽社にも加入していませんので、繭と生糸は直接高崎の絹市場に持参して販売したようです。

また、この報告書中で片岡郡役所が報告した公的文書に特に座繰製糸の優位性に触れた部分がありますので以下に掲載します。

「其理由とする所を聞くに、上毛各地製糸の盛んなる、十中八九座繰製糸とす、故に幼稚の子

女は、此業務の内に生長し、稍や東西を弁知する年齢に至っては側ら其業を助く、故に其方法順序の如きは伝へずして自得し、実業に就くに当たりては愈々精密を加へ、終に座繰の手術靈妙の域に達す、如斯一種上毛の風習にして、他に視ざる処なり、故に敢えて不熟練の器械に苦しまんより、寧ろ充分の注意を加へ、座繰取りの勝れるに如かずと言う」

(『群馬県臨時農事調査書 郡別編 片岡郡』)⁽⁷⁾

明治22(1889)年当時の群馬県で如何に座繰製糸が信頼され、また家庭内の技術伝承が大きな役割が果たしたかがわかると思います。

さて、この調査から15年経った明治37年に公開された『群馬県蚕糸業現況調査書』⁽⁸⁾の最後の終始決算の現況には、買桑養蚕農家、小作養蚕農家、自作養蚕農家、自作養蚕・製糸農家の4種類の養蚕農家の経営比較があります。それによりますと、養蚕農家の年間の利益は、畑一反につき種紙一枚分の養蚕として、買桑養蚕農家で1円20銭、小作養蚕農家で2円77銭、自作養蚕農家で3円81銭、自作養蚕・製糸農家で7円39銭としています。また、座繰製糸のみの経営の場合は平均して製造された生糸一貫目当たり2円8銭の利益があるとしています。

この時代の養蚕農家の年間掃き立て枚数の平均が一戸あたり2.7枚くらいなので、おそらく桑畑も三反前後が平均的と思われる。少し前になりますが、群馬で貧乏農家の悪口を言う時に「あそこの家は三反百姓だ」という言い方をしました。でも仮に自作の桑畑三反あれば、養蚕から製糸までやって7円39銭×3反で22円強の利益になるわけです。この頃、明治42年ですが、東京の職人や人夫の5人家族で年間生活費が342円という調査もあります。地方の農家だと自分の家で色々採れるので、生活費もう少しが低いと思いますので20円前後の稼ぎは良い収入だったと思います。

最後に明治末期の実例として、北甘楽郡小幡町の高等小学校の2年生の女子が明治40(1907)年の夏休みに綴った絵日記から座繰製糸の様子を報告します。この史料は以前に日本絹の里の企画展で展示を

されていて、所有者のご協力を得て内容を分析させて頂きました。この日記には明治40年8月1日から8月29日のもので、何時に寝て、何時に起きて、その日何をしたかが書かれています。日記のなかでも特徴的なのは、ほぼ毎日、特別な用事のない日は座繰器を使った製糸をしている様子が描かれています。日記が書かれたのは13歳か14歳の時ですから、もう前述の片岡郡の例に出てくる「靈妙の手術」で糸挽ができたと思います。ただし、まだ高等小学校生ですからそんなに目いっぱい働かせたわけではなく、農業や家事の手伝いや盆の行事の準備、時々子供同士の遊び等いろいろな事をして過ごしていたようです。それでも普通の日は午前中は糸を挽き、午後は弟や妹の世話や家事の手伝いをしている。こういう記述が日記の中心です

日記の記述を集計してみると1日におよそ4升程度の繭を使っていたようで、全日を合計してみると53升の繭を挽いたこととなります。実は日記にはブランクになっている日付もあるので、それを平均値で補うと多分夏休み1ヶ月の間に60升位の繭を使っており、標準的には生糸500匁くらいを生産したと推測されます。また、この日記の作者の家は小幡村の豪農ですが、明治末期になっても娘にはきちんと糸挽きを教えていたことがわかります。こういった生活は明治期の群馬県の農村の若い女性の生活サイクルとしてある意味で典型的なものであったと思えます。

おわりに

柳田国男が前出の日誌と同じ明治40（1907）年に『斯民』という雑誌に長野県から群馬県への旅行体験記を載せています。時は旧暦の八朔、今で言えば9月初めでしょうか、長野県から峠を越えて南牧村・下仁田町を通して、藤岡の養蚕学校である高山社までやってきました。高山社の状況視察が目的の旅行ですが、その途中に甘楽郡の一番最初に群馬県に入った村での記述です。

「鑄川兩岸の村々は、行くとして座繰器械の音を聞かざる無く、此一地方を挙げて唯一個の大工場なるが如き感あり。実際此音はさして感心

すべき音楽には非ざるも、此意味を以て聴くときは、甚だ耳に快し。其日は旧暦の八朔なりしに、老いたる女は猶忙しげに働き、若い者は、家の入口なる座繰の器械に風呂敷を掛けて置き、外に出て遊び居れり。其時余は思へらく、此等娘共が他国に行きて工女ともならず、休みの日には己が居村に在りて、友だちと遊び暮らすことを得るは、全く家庭工業の有難味なりと。家庭工業が成り立つが為には販売組合の完全なもの無かるべからず。通りすがりの旅人にも、此村は楽しげなり。此村の村柄よしと感じしむるは、まことに組合の十分なる成功なり。山一つ隔てる信州には桑の葉は同じように風に靡けるも、此音は少しも聞こえず、あまりに反映の著しきが為め、殊に深く感じたり」⁽⁹⁾

柳田は、群馬県に座繰製糸が普及し、それを活用する仕組みである組合製糸が有効に機能することによって、いかに地域の農民、女性の人間的な生活を保障するかにいたのかに感じ入っています。

このように群馬県に伝統的に伝わってきた糸挽の技術は、近代の資本主義の広がりの中にあっても、協同組合の創設や座繰器の改良などたゆまない工夫の積み重ねにより長い期間にわたって実用的な生糸生産を支えました。そしてこの事が、近代化に取り残されがちな女子や農村の利益を守り、急速な近代化がもたらす負の副作用が地域社会に広がるのを遅らせ、人々が大変化を受け入れるための時間を稼ぐ役目を果たしたと言えるのではないのでしょうか。

注

1. 齊藤長五郎『かかあ天下と上州女—上州嬢天下考』高崎市婦人連合会編（1969）所収
2. "Report by Mr. Adams, secretary to Her Majesty's legation in Japan, on the central silk districts of Japan : presented to both Houses of Parliament by command of Her Majesty"
Printed by Harrison and sons, 1870
3. 山田武麿『上州近世史の諸問題』山川出版社1980
第二部 蚕糸業経営の諸形態 二、近世養蚕地帯における地主制の展開と賃挽き製糸形態（六）養蚕業への対応形態 —賃挽き製糸経営—
4. 山田武麿『上州近世史の諸問題』山川出版社1980
第二部 蚕糸業経営の諸形態 二、群馬の生糸（二）製糸

松 浦 利 隆

業の発展と地域構造（5）赤城南麓における糸繭商人の活動と製糸形態

5. 鈴木和一「機械糸繰り事始め 萩原進、近藤義雄編『富岡日記・機械糸繰り事始め』みやま文庫94巻 1985
6. 井川克彦
「明治初期の諏訪地方における生糸取引（2完）」（『日本女子大学紀要文学部』65号、2015年）
7. 『群馬県臨時農事調書 郡別編』
（『群馬県史資料編18』群馬県、1978、所収）
8. 『群馬県蚕糸業現況調査書』群馬県内務部 明37.9
9. 松岡学人（柳田国男）「蚕業の一本山たる高山社」報徳会『斯民』2-8